

議 第 74 号

令和 5 年度山形市一般会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度山形市の一般会計補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,726,008千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ108,083,504千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第 2 条 地方自治法第213条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第 2 表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市 税		36,392,522 ^{千円}	408,000 ^{千円}	36,800,522 ^{千円}
	1 市 民 税	16,296,411	408,000	16,704,411
6 法人事業税交付金		514,000	23,000	537,000
	1 法人事業税交付金	514,000	23,000	537,000
11 地方交付税		11,802,569	130,000	11,932,569
	1 地方交付税	11,802,569	130,000	11,932,569
15 国庫支出金		18,428,565	544,380	18,972,945
	1 国庫負担金	12,175,620	347,986	12,523,606
	2 国庫補助金	5,882,780	196,394	6,079,174
16 県支出金		7,943,136	88,818	8,031,954
	1 県負担金	4,562,060	73,076	4,635,136
	2 県補助金	2,736,455	15,742	2,752,197
18 寄附金		2,026,000	30,450	2,056,450
	1 寄附金	2,026,000	30,450	2,056,450
19 繰入金		2,523,392	1,289,764	3,813,156
	1 特別会計繰入金	423,885	20,924	444,809
	2 基金繰入金	2,099,507	1,268,840	3,368,347
21 諸収入		6,185,507	93,896	6,279,403
	4 受託事業収入	170,771	13,620	184,391
	5 雑 入	1,722,972	80,276	1,803,248

款	項	補正前の額	補正額	計
22 市 債		6,549,100 ^{千円}	117,700 ^{千円}	6,666,800 ^{千円}
	1 市 債	6,549,100	117,700	6,666,800
歳 入 合 計		105,357,496	2,726,008	108,083,504

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		669,520 ^{千円}	△ 12,231 ^{千円}	657,289 ^{千円}
	1 議 会 費	669,520	△ 12,231	657,289
2 総 務 費		12,114,677	763,293	12,877,970
	1 総 務 管 理 費	4,847,747	428,052	5,275,799
	2 徴 税 費	1,076,135	28,782	1,104,917
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	480,260	45,046	525,306
	4 選 挙 費	281,270	1,218	282,488
	5 統 計 調 査 費	36,254	△ 3,849	32,405
	6 監 査 委 員 費	88,819	9,864	98,683
	7 企 画 費	5,238,548	256,824	5,495,372
	8 交 通 安 全 対 策 費	65,644	△ 2,644	63,000
3 民 生 費		40,317,965	951,585	41,269,550
	1 社 会 福 祉 費	18,714,430	582,493	19,296,923
	2 児 童 福 祉 費	17,621,696	200,749	17,822,445
	3 生 活 保 護 費	3,838,978	162,261	4,001,239
	4 災 害 対 策 費	142,861	6,082	148,943
4 衛 生 費		8,645,805	129,096	8,774,901
	1 保 健 衛 生 費	4,624,713	113,036	4,737,749
	2 清 掃 費	3,669,358	3,070	3,672,428
	3 環 境 保 全 費	327,001	12,990	339,991
5 労 働 費		347,693	16,492	364,185
	1 労 働 福 祉 費	347,693	16,492	364,185

款	項	補正前の額	補正額	計
6 農林水産業費		2,058,616 ^{千円}	44,004 ^{千円}	2,102,620 ^{千円}
	1 農業費	1,734,887	44,824	1,779,711
	2 林業費	323,729	△ 820	322,909
7 商工費		7,722,444	16,027	7,738,471
	1 商工費	7,655,169	16,399	7,671,568
	2 消費者保護費	67,275	△ 372	66,903
8 土木費		12,252,852	266,345	12,519,197
	1 土木管理費	470,773	3,643	474,416
	2 道路橋りょう費	4,039,018	298,668	4,337,686
	3 河川費	266,813	△ 8,401	258,412
	4 都市計画費	3,785,593	△ 20,570	3,765,023
	6 住宅費	242,955	△ 6,995	235,960
9 消防費		3,324,538	98,843	3,423,381
	1 消防費	3,324,538	98,843	3,423,381
10 教育費		9,018,050	452,554	9,470,604
	1 教育総務費	1,849,245	191,465	2,040,710
	2 小学校費	1,664,219	105,976	1,770,195
	3 中学校費	573,294	94,277	667,571
	4 高等学校費	1,330,372	△ 19,716	1,310,656
	6 社会教育費	1,027,227	84,140	1,111,367
	7 保健体育費	2,348,487	△ 3,588	2,344,899
歳出合計		105,357,496	2,726,008	108,083,504

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額
8 土木費	4 都市計画費	盛土災害防止対策事業	4,075 ^{千円}
		都市計画街路事業 (十日町双葉町線ほか2路線)	518,726
		粹七エリア整備事業	308,537

第3表 債務負担行為補正

追 加

事項	期間	限度額
山寺芭蕉記念館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	342,600 ^{千円}
山寺芭蕉記念館空調設備改修事業	令和6年度	109,639
最上義光歴史館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	210,500
やまがたクリエイティブシティ センターQ1空調設備改修事業 (実施設計委託)	令和5年度から 令和6年度まで	3,432
総合スポーツセンター等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	2,690,300
蔵王体育館等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	164,100
総合福祉センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	675,300
ひきこもり生活者等相談システム 構築運用事業	令和6年度	11,161
老人福祉センター (漆山やすらぎ荘)指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	145,300
老人福祉センター (大曾根さわやか荘)指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	182,300

事 項	期 間	限 度 額
老人福祉センター (黒沢いこい荘) 指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	千円 224,400
斎場等指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	444,700
斎場地下タンク等改修事業	令和6年度	5,527
農業研修センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	60,400
山形まるごと館運営事業	令和5年度から 令和10年度まで	261,900
産業歴史資料館指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	29,500
山形国際交流プラザ指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	399,800
観光案内センター指定管理料	令和5年度から 令和10年度まで	116,300
小中学校施設整備方針等策定事業	令和5年度から 令和6年度まで	6,820
I C T 支援員配置事業	令和5年度から 令和8年度まで	95,040
図書館受変電設備改修事業	令和6年度	21,173

第4表 地方債補正

追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土砂災害対策事業	千円 3,600	普通貸借 又は証券 発行	借入先との 協定による。 [%]	借入先の融資条件による。 ただし、財政の都合により償還年限を短縮し、繰上償還をし、又は低利債に借り換えることができる。
少年自然の家整備事業	4,400			

変 更

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
山寺芭蕉記念館整備事業	千円 4,300	千円 76,400
斎場整備事業	25,000	27,700
農業生産基盤整備事業	33,700	43,800
道路橋りょう整備事業	578,700	563,900
地方道路等整備事業	908,300	950,900
都市計画街路事業	646,300	660,200
都市計画公園整備事業	152,500	122,900
図書館整備事業	7,100	19,800

議 第 75 号

令和 5 年度山形市国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の国民健康保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ132,816千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ22,353,042千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 県支出金		16,087,235 ^{千円}	160,233 ^{千円}	16,247,468 ^{千円}
	1 県補助金	16,087,235	160,233	16,247,468
6 繰入金		1,795,384	△ 264,114	1,531,270
	1 一般会計繰入金	1,490,714	40,556	1,531,270
	2 基金繰入金	304,670	△ 304,670	0
7 繰越金		1	236,697	236,698
	1 繰越金	1	236,697	236,698
歳入合計		22,220,226	132,816	22,353,042

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		319,106 ^{千円}	17,715 ^{千円}	336,821 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	294,098	17,715	311,813
3 国民健康保険 事業費納付金		5,657,702	△ 55,609	5,602,093
	1 医療給付費分	3,863,947	△ 57,487	3,806,460
	2 後期高齢者支援 金等分	1,409,839	△ 30,397	1,379,442
	3 介護納付金分	383,916	32,275	416,191
6 諸 支 出 金		30,180	108,235	138,415
	1 償還金及び還付 加算金	28,000	108,235	136,235
8 基金積立金		0	62,475	62,475
	1 基金積立金	0	62,475	62,475
歳 出 合 計		22,220,226	132,816	22,353,042

令和 5 年度山形市後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の後期高齢者医療事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ102,215千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,851,434千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 保 険 料		2,889,024 ^{千円}	△ 9,387 ^{千円}	2,879,637 ^{千円}
	1 後期高齢者医療 保険料	2,889,024	△ 9,387	2,879,637
3 繰 入 金		853,323	15,388	868,711
	1 繰 入 金	853,323	15,388	868,711
4 繰 越 金		1	77,952	77,953
	1 繰 越 金	1	77,952	77,953
5 諸 収 入		6,801	18,262	25,063
	3 雑 入	1	18,262	18,263
歳 入 合 計		3,749,219	102,215	3,851,434

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		87,737 ^{千円}	1,831 ^{千円}	89,568 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	58,381	1,831	60,212
2 後期高齢者医療 広域連合納付金		3,655,280	79,460	3,734,740
	1 後期高齢者医療 広域連合納付金	3,655,280	79,460	3,734,740
3 諸 支 出 金		6,102	20,924	27,026
	2 繰 出 金	2	20,924	20,926
歳 出 合 計		3,749,219	102,215	3,851,434

令和 5 年度山形市介護保険事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の介護保険事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ410,741千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23,651,820千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		5,554,899 ^{千円}	7,673 ^{千円}	5,562,572 ^{千円}
	2 国庫補助金	1,477,216	7,673	1,484,889
4 支払基金交付金		6,086,996	△ 26,279	6,060,717
	1 支払基金交付金	6,086,996	△ 26,279	6,060,717
5 県支出金		3,142,091	△ 60	3,142,031
	2 県補助金	110,294	△ 60	110,234
7 繰入金		3,554,556	△ 111,190	3,443,366
	1 一般会計繰入金	3,406,327	37,039	3,443,366
	2 基金繰入金	148,229	△ 148,229	0
8 繰越金		1	540,597	540,598
	1 繰越金	1	540,597	540,598
歳入合計		23,241,079	410,741	23,651,820

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		367,647 ^{千円}	22,725 ^{千円}	390,372 ^{千円}
	1 総 務 管 理 費	237,159	22,725	259,884
3 地域支援事業費		807,597	△ 479	807,118
	2 一般介護予防事業費	36,930	△ 479	36,451
5 諸 支 出 金		132,495	163,639	296,134
	1 償還金及び還付加算金	5,476	163,639	169,115
7 基金積立金		0	224,856	224,856
	1 基金積立金	0	224,856	224,856
歳 出 合 計		23,241,079	410,741	23,651,820

議 第 78 号

令和 5 年度山形市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ32,220千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		41,129 ^{千円}	32,220 ^{千円}	73,349 ^{千円}
	1 繰越金	41,129	32,220	73,349
歳入合計		68,116	32,220	100,336

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
3 予備費		100 ^{千円}	32,220 ^{千円}	32,320 ^{千円}
	1 予備費	100	32,220	32,320
歳出合計		68,116	32,220	100,336

令和 5 年度山形市公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の公設地方卸売市場事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ13,973千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ298,747千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰入金		90,590 ^{千円}	△ 1,187 ^{千円}	89,403 ^{千円}
	1 繰入金	90,590	△ 1,187	89,403
3 繰越金		1	3,295	3,296
	1 繰越金	1	3,295	3,296
4 諸収入		79,391	11,865	91,256
	2 雑入	49,391	11,865	61,256
歳入合計		284,774	13,973	298,747

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		243,015 ^{千円}	13,973 ^{千円}	256,988 ^{千円}
	1 総務管理費	243,015	13,973	256,988
歳出合計		284,774	13,973	298,747

令和 5 年度山形市農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度山形市の農業集落排水事業会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,893千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ233,934千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 5 年11月30日提出

山形市長 佐 藤 孝 弘

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		143,782 ^{千円}	4,639 ^{千円}	148,421 ^{千円}
	1 繰入金	143,782	4,639	148,421
4 繰越金		1	654	655
	1 繰越金	1	654	655
6 市債		20,500	1,600	22,100
	1 市債	20,500	1,600	22,100
歳入合計		227,041	6,893	233,934

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		109,409 ^{千円}	6,893 ^{千円}	116,302 ^{千円}
	1 総務管理費	109,409	6,893	116,302
歳出合計		227,041	6,893	233,934

第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前	補正後
	限度額	限度額
農業集落排水事業	千円 20,500	千円 22,100